

# ご挨拶

谷ゆうじ後援会 会長 今井 正人

11月に入りますとさすがに風も冷たくなり、冬の到来を感じます。後援会の皆様、いかがお過ごしでしょうか？ 日頃より後援会活動にご参加、ご協力頂きありがとうございます。

11月6日～8日、商工会議所青年部の全国大会が天津で開催され、全国から約3,000人もの青年部のメンバーが来られました。私も谷議員も青年部のメンバーですので、開催地のホスト役として、早朝から深夜まで「全国の方々に天津を楽しんで頂こう」とおもてなしの気持ちで設営させて頂きました。全国大会のテーマは近江商人に関するもので、田原総一郎氏の記念講演も「三方よし」についてのお話でした。近江商人の経営理念の代表的なものとして、「三方よし」が語られますが、「売り手よし、買い手よし、世間よし」のこの三方よしの考え方こそが、今の時代に必要ではないかと改めて感じました。昨今の建築の耐震構造問題、事故米や産地偽装の食品問題などは、自分たち（売り手）の利益のみを追求した結果、招いた事件で、そこにはお客様（買い手）や企業評価（世間）は全く眼中に無かったのではないのでしょうか。まずは、お客様に満足していただける品物やサービスを提供し（買い手よし）、そして法令順守で企業を評価していただいたり、儲けを地域に還元したりして（世間よし）、最後に自分の儲け分を頂く（売り手よし）、これこそ商いの原点だと思います。又、近江商人の教えの中に「薄利多売」の精神があり、「少し儲けそこなつたなあ？」と思うくらいで良く、それが又、次の商いへ繋がる、とあります。米国のサブプライム問題などは、「とことんまで儲けて、報酬は何十億」このような考え方が、結局破綻を招いたのだと思います。そしてこの三方よしは、商売上だけでなく地域社会においてもとても大切な考え方です。つまり自分の住んでいる家や家族だけが、良い住環境を保つことは困難で、ご近所や自治会、学区や市が良い環境にならないと、自分の家も住みやすくなるのではないのです。

“まもり隊”の精神も「三方よし」的な発想を持って常に「お互い様、お蔭様」の気持ちで、活動を続けて行くことがなによりと思います。



## 後援会主催事業報告

### 健康・まもり隊「食品の安心・安全を考える」



食品製造会社にお勤めの方を講師にお招きし、加工食品を取り巻く現状などについてお話を伺いました。食品衛生法やJAS法に関する話題は皆さんの関心も高く、中核市移行後、保健所機能を有する天津市が果たすべき役割を考える上で、私自身、大変参考になりました。参加くださった皆様、ありがとうございました。



谷 祐治

## 谷ゆうじ後援会 今後の活動

ご出席いただける方のみ、同封のハガキまたはFAX、E-mailにて  
12月15日（月）までにお知らせください。  
FAX: 077-524-6165 E-mail: [matinami@taniyuji.jp](mailto:matinami@taniyuji.jp)

### まちなみ・まもり隊

神戸市有馬地区では歴史ある温泉地としての情緒を感じるまち、癒し・懐かしさを感じるまち、住民・来訪者が互いに心から楽しめる「生きたまち」を基本目標にかけ、市民主体による景観形成活動を推進されています。湯煙の温泉町、その魅力を感じながら天津市のまちなみについて考えてみませんか。

■実施日 平成20年12月21日(日)＊雨天決行

■集合場所・時間(バス出発地)

9:00 山中・比叡平支所前

9:20 JR天津京駅前

9:40 JR天津駅前(裁判所前付近) 17:30前後 集合場所にて解散予定。

■開催場所 神戸市北区有馬地区

■会費 6,000円 ＊当日に徴収させていただきます。

昼食場所「かんぼの宿 有馬」でご入湯頂けます。(レンタルバストイレをご準備)なお、外湯に入湯されます方はバストイレをご用意ください。



古泉閣 泉源 (神戸観光壁紙写真集HPより)

## 谷 祐治 市政報告会

- 実施日 平成21年1月18日(日) 1400～15:30
- 開催場所 ふれあいプラザ視聴覚室(明日都浜天津 4階)
- 会費 無料
- 申込 不要(どなた様でもご参加いただけます)

公職選挙法の規定により、年賀状などの挨拶状を出すことが制約されております。何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

# 大津・まもり隊

討議資料

発行: 谷ゆうじ後援会

# ご挨拶

平素は谷ゆうじ後援会の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。「君は市長与党か」「所属は野党会派か」今日まで多くの方から質問を受けましたが、議決機関である市議会と実際に市政を運営する執行機関の関係は「車の両輪」に例えられ、制度的にも与野党関係は発生しません。緊張関係を保ちながら活発な議論を行い、政策の決定、監視、評価を行う事が議会の役割であり、市長と議員を住民が直接選挙で選ぶ「二元代表制」において、両輪のバランスが崩れたり、くっ付き過ぎて一輪車になるような事があってはならないと考えます。景気の悪化は先の見えない状態にあり、中核市への移行は大変厳しい経済環境のもとで行われます。増える仕事量に見合った歳入が確保される保証はなく、これまで実施されてきた事業をゼロベースで見直していかなければ、将来への負担が増大してまいります。社会基盤の維持・更新、来るべき人口減少社会の到来を見据え、これからは是非々々で活動してまいります。

谷 祐治



## 行政視察報告

高知県 高知県庁  
地震条例・庁舎の耐震改修について



県民の生命・財産を守るための地震条例。南海地震は必ずおきると想定され、庁舎の耐震改修を計画されていました。

高知県高知市役所  
景観出前授業について 他



小・中学生が景観の良いところ、悪いところといった視点でまちを歩き、「まちなみ景観計画」を策定。地元大学の協力のもと、より実践的な景観学習を実施されていました。

三重県伊賀市役所  
議会基本条例について



議会報告会の開催を義務付けられるなど、住民自治基本条例の理念が具現化されていました。二元代表制を強く意識した議会運営がなされており、天津市議会も見習うべき点が多々あると感じました。

茨城県 高萩市役所  
工業団地への企業誘致について



立地条件の他に「市長のトップセールス」「問い合わせに対する迅速な対応」が企業から評価され、進出に至っているそうです。需要に見合った価格設定はもちろんの事、明確な企業誘致の方針が必要だと感じました。

連日更新中!

ホームページを  
ご覧ください

後援会にご入会ください。  
コチラからお申し込み  
いただけます。



谷ゆうじ

検索

## 谷ゆうじ後援会 事務所

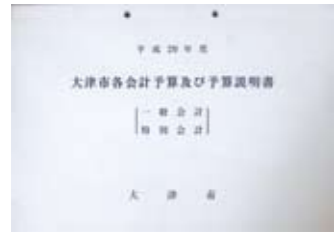
〒520-0026 大津市桜野町二丁目1-21 メゾンみづほ103号  
TEL.077-524-6164 FAX.077-524-6165  
ホームページ <http://www.taniyuji.jp/>

# 2月 大津市議会定例会 谷 祐治 質疑応答内容(要約)



平成20年度 大津市一般会計予算について (答弁者:総務部長)

Q:地方公共団体財政健全化法の適用により、健全化判断比率等の対象が大きく変わります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は普通会計のみならず、公営事業会計を含めてのフロー指標となり、特に将来負担比率は実質的負債によるストック指標となります。



本市全体の連結決算を見据え、一般会計予算を編成された事とは思いますが、フロー指標については想定される概算値を、ストック指標については公社や第三セクターに対する債務保証・損失補償が指標に与える影響をどの様に評価されて

いるのか。

A:地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、四つの比率について毎年度公表することが義務づけられた。これまでの比率である「実質公債費比率」に加え、一般会計などの赤字の比率である「実質赤字比率」、公営事業まで含めた連結決算の赤字の比率である「連結実質赤字比率」、そして市債残高など、将来的な財政負担の比率である「将来負担比率」が新たに導入され、地方公共団体全体としての財政健全化度を判断する新たな指標となる。

具体的な算定方法については、公表されたばかりであり、詳細に分析した上で、平成19年度決算がまとまり次第、速やかに公表できるように準備したいと考えている。実質公債費比率については、既に平成17年度決算から公表しているが、今回、これについても、都市計画税の収税を算定式の分子から控除するなど、算定基準の見直しが見込みです。

平成20年度予算においては、行政改革プランの着実な推進と市債発行額の抑制に努めるなど、財政健全化法につきましても、十分念頭に置いた上で、健全財政を堅持し、将来にわたり持続可能な行財政システムの構築を図っていくことを編成の基本として取り組んできた。

土地開発公社などに対する債務保証については年々縮小してきており、公営事業や第三セクターも含め、引き続き行財政改革に取り組み、健全財政の堅持を基本とした行財政運営に万全を期したいと考える。

谷コメント:行政運営にかかわるものは、公表される指標の意味を正しく理解し、将来への負担を軽減させなければなりません。借金を減らしながらまちを活性化させ、社会福祉の維持・向上を図っていくために何が必要なのか。私は、市政運営の更なる透明性が必要であると考えています。

大津市職員等の旅費に関する条例及び大津市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (答弁者:総務部長)

Q:特別車両料金については既に、平成17年12月定例会において「大津市の財政状況は一層厳しさを増しており、行財政構造改革方針に則り、現在その健全化に努めている状況であるので、市民の理解を得にくいと認識しており、一定の役職のある者に限っても支給できる状況にない現時点では考えている」との見解が示されている。

提案説明の中でも述べておられるように、財政状況は今もって厳しく、先日の全員協議会の場合でも、平成21年度以降の水道料金・下水道使用料金の値上げ改定の可能性を示唆された。今回、条例を改正される

に至った理由を伺う。

A:今回の改正の趣旨は3点あります。1点目は旅費条例の附則において、特別車両料金及び特別船室料金は、昭和51年1月から、当分の間、支給しないとしたものですが、本来的には条例の本則において支給できる規定となっているという点。2点目は、今日の交通利便性の向上により、東京への日帰り出張が大半であり、身体的、精神的な負担となっているという点。3点目は、類似都市の約8割の自治体において、一定の職責を有する者については、グリーン料金等が支払われているということです。

こうしたことから総合的に勘案するとともに、市長等につきましては、大変激務の中での出張であり、身体、精神的な負担を軽減し、出張の利便を図るために、条例の一部改正を行おうとするものです。

Q(再問):本定例会においても、平成20年度における特別職の給料等及び一般管理職手当の減額が提案されるなど、財政健全化に向け全庁あげて取り組まれている姿勢を、高く評価している。また、2年前、先ほど引用した答弁の趣旨を知った際には、行政改革に取り組む本市の本気の姿勢を心強く思い、だからこそ今回、質疑させていただいた。

議会において、財政状況の厳しさを理由に「支給できる状態でない」との見解を明確に示されており、財政状況が改善されていない現状での条例改正は妥当でないと考える。逆の言い方をすれば、財政状況が改善されていないという認識のもとで、条例改正がなされてしまうのであれば、議会における答弁のあり方が問われかねない。所見を伺う。

A:グリーン料金についての重ねての質問ですが、議員御指摘のとおり、17年12月議会におけるグリーン料金の御質問に対し、確かに「財政状況は厳しい状況でございますので、グリーン料金を支給できる状況にない現時点では考えている」と、確かに答弁をさせていただいた。

財政状況は、現在も厳しさは変わっていないという状況です。しかし、この間、人員削減による人件費総額の抑制、また集中改革プランを策定するとともに、着実に実行し、健全財政の堅持に努めてきました。

また、市長をはじめ、三役の方々につきましては、特に公務が多忙となり、土曜日、日曜日もないということで、1年365日、1日24時間、その職責を全うしていただいているという状況であり、大変精神的な状況、そして身体的な負担も非常に大きくなってきているという状況です。そのため、出張の利便ですとか、環境の改善を図る上からも、条例の一部改正を特にお願いするものです。

反対討論:日本世論調査会が、今月はじめに実施した全国面接世論調査によると、景気の現状について、「悪くなっている」、「どちらかといえば悪くなっている」と感じる人の合計が約78%でした。1年前の調査結果が約46%であったことを考えると、景気は悪化傾向にあると感じる人の割合が急激に増えています。

また、直近の大津企業景況調査でも、景況感は悪化傾向にあり、今日の為替、株式相場の急激な変動は、大幅な歳入減につながりかねない状態です。

このような環境のもと、本市は、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を具現化していかなければなりません。

行政改革、経営健全化に関する施策を実現していく上で何より大切なのは、「本市の財政状況は今もって厳しい」という認識を、市民、事業者、行政職員の三者が共有することであり、平成17年12月定例会において示された見解を、この点から私は高く評価しています。

本市と類似する規模の都市においても、特別車両、特別船室料金を支給していない、また必要とする場合にしか支給を認めていない都市はあります。

特別職の給料及び一般管理職手当等の減額が提案されるなど、財政健全化に向け、全庁挙げて取り組まれているさなか、利用実績に関わらず、一律、利用料金が支給される内容の条例改正を行うことはふさわしくないと考え、議案には反対をします。

谷コメント:市長ら三役と正副議長の出張について、随行者を含めてグリーン車の利用を認める条例改正案。行財政改革に取り組む本市の姿勢が問われかねないと思い、反対をしました。

古都に相応しい景観について (答弁者:都市計画部長)

古都指定5周年という節目の年を迎えた本年、国土交通省の社会資本整備審議会は「今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」についての答申をまとめた。

転換期を迎えつつある古都保存行政ですが、全国10番目の古都として大津市が果たすべき使命に変わりはなく、歴史的風土、歴史的風致の保全・継承をこれからも積極的にやっていく上で大切だと考える二点について質問。



景観学習について

Q:景観法施行後、総合の時間などを活用し、「景観学習」を実施する自治体が増えている。高知市では小中学校を対象として、高知工科大学との協働により実施されていました。

まち歩きを通じて自分達が住むまちの「良いところ」や「悪いところ」を発見してもらい、ワークショップ形式で大規模な景観図を作るという授業で、多くの児童が景観について考える良い機会になっていると伺いました。

本市においても優れた景観を守り、育み、創造し、そしてそれらを次代に引き継いでいくことを使命とされ、市民と共に数多くの事業を実施されています。その中でも累計で千三百点近くの応募があった「きらっと大津 景観絵画展」は多くの子ども達が古都の景観や風景について考える良いきっかけとなっており、入賞作品を題材としたブックカバーを製作し、多くの書店で書籍販売時に活用頂くなど、三者協働による景観学習を展開されている点を高く評価しています。

「景観十年、風景百年、風土千年」と言われるように、美しいまちなみの形成には長い時間がかかります。次代を担う子ども達を対象に景観学習のあり方について、現時点での評価と今後の取り組みに対する所見を伺う。



A:これまで啓発事業として、景観絵画展やスケッチ教室、さらにはまちなみ散歩や湖上からの景観探訪などを開催し、毎年多くの子どもたちの参加を得ている。これらは、次代を担う子どもたちが、本市の美しい風景を大切にすることを育み、景観への興味や関心を抱く動機づけとなり、将来の大津の景観づくりにつながっていくものであると考えている。

今後も教育機関と連携を密にしながら、良好な景観づくりの担い手として成長することを期待し、現行のメニューのほかに、景観シミュレーションによる学習や現地の見学のほか、出前講座など、さまざまな啓発事業

を積極的に行っていきたいと考えている。

景観重要建造物について

Q:大津市景観計画では、古都大津を代表する各地域の歴史的・文化的な蓄積を今に伝え、地域における景観形成の拠り所となる景観資源として、市民の共通認識が得られる歴史的建造物、近代的建造物、及び工作物を対象に景観重要建造物の指定を行うとし、地域別の指定方針を定めている。また、各地域においては、「地域の景観を特徴づける建造物を中心に、実施計画を策定するなどし、地域住民などの共通認識のもとで、景観重要建造物に指定することが望ましい対象を抽出、その指定に努める」とあり、同様の趣旨のもとで方針が定められている景観重要樹木と合わせ、重点的な保存・活用に向けた取組みが期待されている。都心景観地域にあたる「大津・膳所都心地区」においては、江戸期の港町として栄えた大津の歴史的まちなみを構成する主要な景観要素となる建造物、明治以降に建設された大津の顔を形成する近代的な建造物、歴史的建築様式を今に伝える町屋が対象となっており、これらの指定は中心市街地活性化の一助となり得ると考える。

また、市街地景観地域である「堅田・雄琴地区」・「旧東海道沿道地区」においても、回遊の動機付け、交流人口の増加に寄与するものであり、指定によって地域固有の景観についての住民理解が深まるとも考えるが、今後の景観重要建造物の指定について、その可能性を伺う。

A:現在、先行的に堅田地区と坂本地区の景観形成実施計画の中で、地元との協議を進めているところですが、外観の変更などに制限が伴うため、維持管理の課題等を含め、さまざまな観点から慎重に検討し、景観施策への住民理解や活性化の一助となるよう、進めていきたいと考えている。

谷コメント:歴史・文化に対する市民理解を深める事は、古都に相応しい景観の創出に繋がるものと考えます。地道な取り組みではありますが、継続して実施する事が大切であり、まちの魅力を見直さきっかけにもなるはずです。

庁舎のあり方について (答弁者:副市長)

Q:平成17年に出された市役所本館棟の建築物耐震診断等評価は、いずれの階層の構造耐震指標も判定指標に遠く及ばず、倒壊・崩壊の危険性を示唆する結果となった。

大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていることが耐震安全性の目標となっているも、現庁舎の機能を維持したまま、在来工法による耐震補強でこれを満足することが技術的に困難である事が判明。庁舎のあり方検討委員会において「建て替えが適当である」という点で概ね委員の意見が一致したのも、この事実が大きな理由の一つであったと認識している。制震・免震による耐震改修、建て替え、移転新築などによる工法の是非は、議会や特別委員会などで議論されてきたが、厳しい財政状況のもと、現在に至るまで具体的な対応策は決定していません。

全国的に地震発生に対する懸念が高まりを見せる中、庁舎の耐震改修は各地で促進されています。特に東海地震及び東南海・南海地震は発生の可能性が極めて高く、高知県ではこれに備えた「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」の制定を目指しておられ、マグニチュード8.4規模の大地震が必ず起きると啓発されていました。

耐震改修が必要とされた県庁建物の敷地は高知城史跡に指定されているため、文化庁との協議により「基礎免震レトロフィット工法」を採用。高額な設計料が工法の特長性を象徴している様に感じました。また、登録有形文化財に指定されている愛知県庁では、地下に設置され

た免震装置を間じかに見学し、地盤による向き不向きを実感した次第です。



【愛知県庁舎耐震改修現場】

「基礎免震レトロフィット工法」に適した地盤及び構造であるのか、詳細な検討には高額な費用と時間を要する様々な解析が必要となりますが、本議場真下付近の液状化危険度はPL値15～20と高く、地下水位も新館棟建設時の土質調査結果から高いと推定され、仮に施工するとしても、困難を極めることが予測されます。抜本的な対応策として相応しいものなのか、慎重な議論が必要であると考えます。

先の議会でも申しあげましたが、応急救助や被災者支援など行政として果たすべき役割に影響がでる事態は、何としても未然に防がなければなりません。

本来であれば、早期に長期的な視野に立った庁舎整備に取り組むべきですが、庁舎整備基金の積立金を減額せざるを得ない財政状況、また最優先課題であった防災センターの機能確保を新館棟で実施された事を鑑み、「人命の安全確保」を目的とした耐震補強に取り組むべきではないのかと考え、その可能性について質問します。

耐震技術の進歩は目覚しく、本館棟の構造上の特徴及び耐震診断結果からも、検討に値する工法が見受けられる。別館棟と同様、判定指標を満足するものではないが、適切な建物の維持管理といった観点からも、暫定的な補強の妥当性を技術面・費用面から探るべきであると考え、見解を伺う。

A: 今日まで、現庁舎が抱える耐震性能の不足や、設備の老朽化などのさまざまな問題について、種々検討を重ねてきた。庁舎のあり方検討委員会からは、建て替えが適当との報告をいただいております。早期の対策が必要であることも十分認識しているが、災害発生時の緊急避難先になります小中学校などの公共施設の耐震化を優先して、その整備に努めているところです。

このため、庁舎整備については、当面の対策として、昨年度は庁舎新館での防災センター機能及び高機能消防指令システムを設置するなど、大規模災害時の防災拠点としての機能強化を図ってきた。また、本年度実施した本館のエレベーター改修工事については、地震発生時のセーフティー機能をより充実するなど、地震防災対策にも努めている。

これらのことから、庁舎本館棟の人命の安全確保を目的とした暫定的な補強の妥当性についても、その費用対効果や耐震技術の進歩を含め、さらに調査、検討を行い、今後も引き続き、現庁舎の適切な維持管理に取り組んでいきたいと考えている。

谷コメント: 建築士として行政管理施設の耐震診断・補強設計に従事してきた経験からも、庁舎本館棟の耐震診断結果は「相当悪い」と認識しています。建て替え出来る財政状態にはなく、生存空間の確保を目的とした耐震補強の実施が最良の選択肢であると考えています。

認知症サポーターの育成について (答弁者:健康福祉部長)

Q: 認知症は誰にでも起こりうる脳の病気に起因するもので、我が国の認知症高齢者の将来推計は、2015年には約250万人、2025年には約323万人となっており、本市総合計画においても支援の推進が記されている。

認知症に対する偏見や誤解をなくするとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らせるよう、厚生労働省は平成17年から「認知症を知り地域をつくる10年構想」をスタートした。「認知症サポーター100万人キャラバン」はその一環の事業で、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを、100万人養成しようという取り組みです。専門的な知識のある方で、養成研修を修了した方が「キャラバン・メイト」として登録、認知症サポーター養成講座の開催を希望される団体・グループに派遣され、認知症に対する正しい知識と認知症の人に対する具体的な対応方法などを指導されます。講座を受ければ、認知症サポーターになることができ、その印としてオレンジ色のリングが授与され、本市では「認知症の人と家族の会」がこの活動に取り組んでおられる。

三者協働の観点からも積極的に取り組んでいくべきと考え、現時点における活動評価と今後の展望について伺う。また、地域包括支援センターでは、早期の発見という観点からも、かかりつけ医と連携した認知症対応システムの整備が期待されますが、本市における見解をあわせて伺う。

A: 大津市は昨年9月より、「認知症の人と家族の会」の要請を受け、認知症の人や家族を応援する認知症サポーター養成講座の開催支援をさせていただいている。具体的には「広報おおつ」、市のホームページ等にて養成講座を広報するとともに、地域包括支援センターが講座開催の申込先となって、認知症を知り、地域へ広げる活動として積極的に推進している。

これまでに老人クラブや自治会をはじめ、民生委員児童委員、介護サービス利用者の家族、民間企業等から11回の申し込みをいただき、263人のサポーターが誕生しました。また、現時点においても、3件の講座開催の依頼があり、今後も増えるものと考えている。

加えて、今月も「認知症の人と家族の会」と協力をし、認知症に詳しい市民や介護サービス事業者のスタッフ等を対象に、養成講座の講師になってもらうための講習会を開催。11名の参加があり、地域に向かう啓発スタッフの育成が図られているところです。養成講座を開催して半年が経過するが、講座参加者に話を伺う中で、開催の成果を感じており、今後も「認知症の人と家族の会」と協力をしながら、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

認知症対応システムの整備については、認知症の早期発見のためには、かかりつけ医や認知症相談員、あるいは認知症に関する専門員にできるだけ早く受診することが、まず第一歩であると認識している。

そのため、先ほども申し上げた様に、認知症サポーターが地域に数多く存在し、地域での見守りの中で、ふだんと違う状態をいち早く感じ取り、医療機関につなぐという医療と福祉の連携システムが必要であると考えます。

このシステムが有効に稼働する様、今後も地域包括支援センターは積極的にこれらに取り組んでいきたいと考えている。

谷コメント: 「老老介護」が社会問題となっていますが、認知症患者の方が認知症患者の方を介護される「認認介護」を取り巻く現状はさらに深刻です。地域包括支援センターが果たすべき役割を明確にし、改善が図られるよう取り組んでいきます。



# 6月 大津市議会定例会 谷 祐治 質疑応答内容(要約)

ターミナルごみ収集について (答弁者:環境部長)

大津市一般廃棄物処理基本計画に記されている課題に基づき質問。

ゴミ問題に対する意識啓発について

Q: 市民、事業者、行政それぞれが「ごみ非常事態」に対する意識を強く持ち、ごみを出さない生活や事業活動をはじめ、ごみマナーの徹底など「心ある行動」を実践していかなければならないとしているが、ターミナル等に設置されている回収容器はこれに対応できるものなのか。資源ごみの場合、投入口は複数あっても同じ場所に入り、かん、びん、ペットボトルは分別されておらず、鉄力ゴの回収容器だけの場所もある。学校教育や生涯学習での環境学習の成果を実践しようにも出来ない状態にあると考え、見解を伺う。



A: ポイ捨てごみ等のいわゆる散在性ごみ対策の一環として実施しており、現在ターミナルには「燃やせるごみ」と「缶、瓶、ペットボトル」の2種類の回収容器を設置している。

資源ごみを種類ごとに分けず一括して収集しているのは、設置場所の制約とか、あるいは通行人の方の安全確保、あるいは収集体制によるところが大きく、収集後に分別する事で再資源化を図っており、現行の収集体系でごみ減量とリサイクルに一定の成果が得られているものと考えている。

なお、ターミナルの現状を精査し、設置意義の薄れた場所、あるいは土地の管理者による対応が必要であると考えられる場所については、撤去も視野に入れて整理をしていきたいと考えている。また、鉄かご設置の箇所につきましては、回収容器の更新、充実も含めて検討していく。

これら散在性ごみ対策については、ごみ減量と資源再利用推進会議や自治連合会あるいは各種団体等、市民と行政が一体となり、ごみゼロ大作戦あるいはノーポイ運動、さらには観光地クリーン作戦など観光地の美化も含めた総合的な取り組みの継続を図っているところであり、ごみ処理基本計画に掲げられている「心ある行動」の実践を通して、ごみのない美しいまちづくりを実践していきたいと考えている。

ごみの発生量の抑制について

Q: できる限りごみをつくらない、ごみになるものを受け入れない事がごみを減量する第一歩であるとし、回収容器が設置されている真野浜にも「自分のゴミは自分で持ち帰りましょう」との啓発看板が掲げられている。

市は家庭ごみの発生抑制を誘導し、また、ごみの削減に努力する人とごみを多く排出する人との負担公平化を図るため、平成21年度を目処として、家庭ごみの有料化制度導入に向けた適切な方法を検討しているが、現状では「自分のゴミは自分で持ち帰る」の原則に則って分別・削減に努力する人と、回収容器に捨てる人との負担公平化が図れない。有料化に向けた検討は何処まで進んでいて、この問題をどの様に解決されていけるのか。

A: 昨年度、家庭ごみの排出実態調査を実施。県下の有料化実施状況を把握し、特に平成18年10月に実施された京都市では、実施効果などの現地調査を行った。これらのデータ整理し、今年度においては、本市の実情を踏まえながら廃棄物減量等推進審議会への諮問、あるいは市民会議等での意見を賜りながら検討を進めていきたいと考えている。

ターミナル等のごみ回収容器に捨てられる家庭ごみが増え、それが有

料化を円滑に実施していく上での課題となる事が予測される。監視パトロールの強化、あるいは地域住民団体あるいは当該場所の管理者などとの連携を図り、何らかの具体的な対策を講じることも必要であると考えている。

ごみの管理について

Q: 私が訪れた日、JR石山駅の回収容器には「家庭用のごみは捨てないで下さい」との注意書きの上にごみが置かれ、ノーポイ運動のキャラクター「ゴミゴン」の足元には、他の場所から持ち込まれたゴミが集積していました。同様の状態は複数回に渡って確認され、長年に渡り常態化していたと推察する。

違法広告物が貼られ、落書きがされている回収容器は街の美観を損ね、また、コンビニエンスストアの駐車場に面して設置されているバス停前の回収容器などは、それがあがるため、廃棄物が捨てられている懸念すらある。

現在、大津駅前には本市が管理する回収容器は設置されておらず、夜、度々ポイ捨ての状況を確認しに行きましたが、回収容器が設置されている他の駅と比べ、著しく多いとは感じなかった。回収容器が撤去される前と比較し、ポイ捨てされるゴミの量は増えたのか。北は真野浜、南は南郷支所前バス停までを調査してまわった実感として、資源循環と低環境負荷を重視したごみ管理を推進するのであれば、ターミナルごみ収集のあり方をゼロベースで検討し直す時期にきていると考え、見解を伺う。

A: 大津駅前の回収容器は昨年の秋まで設置していたが、「全国豊かな海づくり大会」の開催に伴うテロ特別対策を契機とし、回収容器を置かず、道路管理者との連携を密にし、美化作業を濃密にやっていた事で周辺美化対策とした。その結果、周辺美化には一定の成果が得られたものと考えている。

なお、ターミナルごみ収集については、不法投棄や散在性ごみ対策を含め、直営収集によるコストの問題、あるいは利用者へのサービス、さらには周辺の公共施設の管理体制まで踏み込んで、根本的な見直しが必要な時期ではないかと考えており、公共交通機関、道路管理者等と連携を図りながら検討を進めていきたいと考えている。

谷コメント: ターミナルごみ収集の対象となっていたのは質問時点で計18ヶ所。「ターミナル」と称しながら真野浜、今堅田の内湖などに設置されたものも含まれており、人件費だけで年間2千万円近くを要してきました。

その後、試行期間を経た上で、各所の回収容器は撤去され始め、事業そのものの総括が始まっています。市民にとって、真に必要な公共サービスとは何であるのか。私はこの視点でゴミの減量、行財政改革に取り組んでいきたいと考えています。



【撤去前 (JR石山駅前)】



【撤去後】

災害時要援護者支援について

大津市既存建築物耐震改修計画案に基づき、「福祉と防災」の連携に関して質問。

家具転倒防止に関する支援策について(答弁者:健康保健部長)

Q:地域の自主的、組織的な「災害時たすけあいネットワーク」の構築が図られる中、ネットワーク台帳の再整備に向けた取り組みが始まった。改定の大きなポイントの一つに、支援協力者の選定・登録があげられ、旧ネットワーク台帳では対象となっていなかった満65歳以上のご夫婦のみの世帯、昼間独居で満75歳以上の方、災害時における安否確認、避難支援を必要とする方も対象となっている。



地域防災力の強化にあたっては、要援護者の日頃の備えについても強化する必要があり、家具の転倒予防に対する取り組みはその最たるものです。災害リスク軽減のため、実施が期待される場所ですが、円背や握力の弱った高齢者の方などにとって、高所作業や力作業が必要となる転倒防止器具の設置は困難を極めます。全国的には家具転倒防止に関する様々な助成制度が設けられ、要援護者の避難経路の確保に寄与しているが、本市はどのような策をもって、この課題に取り組んでいられるつもりなのか。

A:災害時助け合いネットワークは、現在大津市自治連合会、社会福祉協議会並びに民生委員児童委員協議会連合会、それぞれの団体が中心となり、災害発生時に備えての近隣住民による要援護者の安否確認や避難支援を行うための組織づくりについて取り組んで頂いており、このことは地域の防災力の向上に大いに資するものと考えている。また、それぞれのご家庭において、平時の備えとして家具類の転倒防止に取り組まれることは、万が一の際、いざというときの生存空間の確保にもつながることから、本市地域防災計画においても、このような市民が自ら行う防災対策の重要性について指摘しているところです。

まず、日頃から各ご家庭において防災意識を高めていただくとともに、できるところから対策を講じていただく、このことが基本であるというふうにご考えている。

高齢者世帯等における家具転倒防止対策への支援については、その重要性は十分認識しているものの、対象とする世帯の範囲の問題、また係る財源の問題など多くの課題もあり、早速に制度化とはいかないが、今後身体的な事情により器具の取り付け作業などにも困難性を感じておられる、こういった高齢者世帯への支援策などもあわせて、総合的に検討していく必要があるというふうにご考えている。

庁舎本館棟の人命の安全確保を目的とした耐震補強の実施について(答弁者:総務部長)

Q:地震発生の際、庁舎本館棟において人命の安全確保が図られていない状態は、災害時要援護者の支援を円滑に行う上でも、一日も早く改善されるべきだと考える。

本来はこれに加え、十分な庁舎機能の確保が図られるべきだが、現時点では、技術的にも費用的にも困難です。2月議会において、「その費用対効果や耐震技術の進歩を含め、さらに調査、検討を行う」との趣旨の答弁がございましたが、その後の進捗状況を伺う。

A:現庁舎は災害対策の中核的な役割を担う施設であることから、大規模災害の当面の対策として、これまで現庁舎の中でも耐震性の高い新館に通信指令システムや災害対策本部、消防局機能を移転し、また今

年度には電話交換機を本館から移設する予定であり、さらなる防災拠点としての機能強化に努めているところです。しかしながら、庁舎本館棟における耐震性能の不足については十分に認識しており、2月市議会で御答弁申し上げた人命の安全確保を目的とした暫定的な耐震補強については、現在関係部局と連携を図りながら、技術革新が著しい最新の耐震補強技術に関する情報収集など調査を始めており、今後補強工事実施建物の調査なども含め、さらに検討を進めていきます。



【大津市役所 本館棟】

谷コメント:地震などの災害はいつ発生するか分からず、日頃からの備えが重要である事は申し上げるまでもありません。家具の転倒予防、皆様、実施されているでしょうか。市役所本館棟については、「機能空間の確保」が図られている新館棟に隣接しており、「生存空間の確保」を目的とした耐震補強を実施し、大地震に備えるべきです。現在の財政状況からして、他に道はないと考えます。

国際交流のあり方について(答弁者:市長)

Q:本市は新たな姉妹都市の提携実現に努めておられる様ですが、対象となる市民の意見をどの様に反映されるつもりなのか。そもそも、オーストラリアのこういった都市と、こういった理由で姉妹都市の提携をなされるのか、十分な説明は今もって市民になされておらず、その気運が高まっているとも思えない。



大津市においては、数多くの市民、事業者が国際交流を推進されており、姉妹都市の提携がきっかけとなって交流が深まった事例も存在します。三者協働の観点から、これまでの国際交流の成果を検証し、姉妹都市提携のあり方について議論する機会を設け、市民・事業者から広く意見を求める事が必要だと考え、本市の見解を伺う。

A:新たな姉妹都市提携については、市制施行から110周年を迎えたこと、平成21年度の中核市移行後の新たなまちづくりの展望などさまざまな要素を契機として、本市の重要施策の一つである国際化を推進するための手段として検討しており、オーストラリアとの交流を提案する市民の声もいただいたことから、これらの地域を対象とした調査研究を進めているも、現在のところ具体的な候補地についての絞り込みはできていない。いずれにしても、姉妹都市提携に当たっては広く市民や議会の御意見も拝聴しながら、今後ともその候補地を検討していきたいと考えている。

谷コメント:姉妹都市でありながら、なぜオーストラリアという国ありきなのか。私には理解ができませんでした。「広く市民や議会の御意見も拝聴しながら」との答弁でしたが、現時点においては実行されたとは認識していません。

無許可ベンチについて(答弁者:技術統括監)

Q:バス停に無許可で設置された広告付きベンチは、まちの美観を損ねると共に、適切に管理されていない場合、事故につながる恐れがあります。



【危険な無許可ベンチ(撤去前)】

道路法の占用許可に抵触している事は明らかであり、本市が管理する道路上に設置されたものについては、設置者に撤去を促すなど、適切に対処すべきと考えるが、現状における認識と今後の対応について伺います。

また、滋賀県屋外広告物条例にも違反しており、中核市となり、権限が大津市に移管された後は、市道に限らず、県道、国道全てにわたって本市が管理する事になる。景観行政団体としても何らかの指針が必要になってくると考え、見解を伺う。

A:バス停に設置されているベンチの大半は、道路占用の許可を得ずに違法に設置されているものであり、その多くは広告目的であるというふうにご推測をしている。これら違法ベンチの取り扱いについては、他都市でも大変苦慮されているというふうにご伺っているが、単に違法に設置されているという問題だけではなく、老朽化等により危険なものも少なくなく、また歩道の上での車いすの通行などにも支障を来している状況です。

こうしたことから、当面は設置者が確認できるものについて、道路法に基づく撤去指導を行うとともに、確認できないものについては、滋賀県から屋外広告物条例に基づく簡易除却の委任を受けるなど、県と連携をして撤去を進めてまいりたいと考えている。また、来年度以降中核市への移行に伴い、屋外広告物の規制に関する権限が県から移管された後は法や条例に基づき、道路管理者と協力しながら撤去指導や除却を進めていきたいと考えている。



【朽ち果てた無許可ベンチ(撤去前)】

谷コメント:この問題に取り組み始めたきっかけは、京阪石山寺駅前に放置されていた朽ち果てたベンチ。古都の風情とは程遠い惨状を多くの観光客の方が目にされ、「源氏物語千年紀in湖都大津」が開催されている石山寺に向かわれていました。湖都の景観と街の秩序を守るため、最善を尽くすべきだと考えます。

おおつSNSについて(答弁者:政策調整部長)

本格運用がはじまった「おおつSNS」。実証実験の成果をふまえ、今後の運営のあり方について質問。

運営体制について

Q:現在、情報システム課が所管し、担当職員が昼夜を問わず管理にあたっておられる。

結の協働プロジェクトを推進する一つのツールとして、NPOとの協働による運営を視野に入れておられる様ですが、協働推進体制の更なる充実が図られなければ、実現は困難であると考えます。どの様な



ビジョンをもって検討されていられるのか。

A:5月現在で参加者約800人 公式コミュニティを含めて70コミュニティが生まれ、月間アクセス件数も平均10万件を超える状況となっている。中でも子育てに関する投稿が非常に多く、育児の悩みなどを同年代で相談し合ったり年配の方から助言があったりと、人と人を結ぶだけでなく世代間をも結ぶことができるツールとして一定の成果が得られたものと考えている。

また、実証実験後のアンケートにおいても、回答者の9割以上の方が「参加してよかった」と回答されており、今後も活発な活動が継続できよう推進していきたいと考えている。

運営体制については、この実証実験を通して子育て支援の公式コミュニティのように子育て総合支援センターにおいて管理運営している状況も踏まえ、また参加者が招待制というシステムの中で相互監視機能も発揮しながら、おのおのコミュニティでの自主運営など、自立に向けた支援にも努めていきたいと考えている。

行政運営への反映について

Q:本市の様々な課題について、様々なサイトが立ち上がり、市民、行政職員が対等な立場で意見を交換し合っている。これは一つの成果であり、何らかの形で行政運営に役立てたいとされる本市の姿勢を評価するも、その為の庁内体制は構築されているのでしょうか。

おおつSNSを協働の場、すなわち「結の場」と位置づけられるのであれば、登録者との合意形成は欠かせない。今後の展望を伺う。

A:市民との協働の場の提供といった、本来開設した意義を再認識する中で、現在参加している市職員などを核とし、まちづくりへの提案など論議する新たなコミュニティの設置に努め、政策分野への活用を模索していきたいと考えている。運営に当たっては、安全・安心を基本に置きながら、活発でよりよいコミュニティへと発展するよう、さらに「結の湖都・大津」にふさわしい協働のまちづくりの一助となるよう、推進していきたいと考えている。

谷コメント:現在は各支所登録頂ける様になり、11月初めの段階で登録者数は約1,100人、コミュニティの数は100を超えました。今後、どのような形で政策・施策に活かしていくのか、協働推進に繋がる取り組みに期待が集まっています。

■谷 祐治 プロフィール

- |   |   |
|---|---|
| ◆議事人事<br>大津市議会 議会運営委員会 委員<br>同 総務常任委員会 委員<br>同 競輪事業調査特別委員会 委員<br>大津市都市計画審議会 委員    | ◆所 属<br>谷祐治 まちなみデザイン研究所<br>NPO法人 滋賀県健康福祉会<br>社団法人 大津青年会議所<br>社団法人 日本建築家協会<br>社団法人 滋賀県建築士会 |
| ◆会派役職<br>清正会 幹事長  | 滋賀県景観審議会 委員<br>日本景観学会<br>日本災害復興学会 他   |
| ◆資格等<br>一級建築士・測量士   |   |
| 1973年11月 大津市に生まれる。<br>大津市立志賀小学校、大津市立唐崎中学校、<br>滋賀県立石山高等学校卒<br>1996年 近畿大学理工学部建築学科卒業 |   |

# 9月 大津市議会定例会

## 谷 祐治 質疑応答内容(要約)

### 不祥事の再発防止について (答弁者:総務部長)

Q:職員による不祥事が相次いだ事を受け、7月末に管理職を対象とした公務員倫理特別研修を実施された。所属長以上の職員が参加され、不祥事根絶に対する認識を新たにされたと思うが、それぞれの所属で再発防止に向けた取り組みはなされたのか。なされたのであれば取り組み状況を、なされていないのであれば、今後どのような形で実施されるのか。



A:現在、この研修を受けてそれぞれの職場ごとに所属長自らが研修講師となって、正規職員はもとより、臨時・嘱託職員も含めた公務に携わる全ての職員を対象に職場研修を実施しているところであり、今後とも各職場における公務員倫理研修の他、定期的な自主監査の実施等により市民の信頼回復と再発防止に向け、職員一丸となって取り組んでいく。

谷コメント:この一年、信頼の回復という言葉は何度も聞きました。答弁にあった研修、自主監査の実施が再発の防止に繋がるものであるのか、チェックをしていく必要があると考えます。大切な事は普段からの心がけであり、継続した取り組みであると考えます。

### 債務負担行為について (答弁者:総務部長)

Q:現在、大津市が土地開発公社に関係して行っている債務負担行為は、借入金に対する債務保証だけとなっている。

本来、地方公共団体が土地開発公社と用地取得依頼契約を締結する際には、地方自治法の規定により、予算で債務負担行為として定められるべきであり、事業計画が変更になった場合にも、債務負担行為の補正が行われなければならないと考える。

平成19年度末における土地保有額の計は約七十二億四千百万円。この内、5年以上保有している額の割合は約79%を占めており、平成14年度末と比較し、5年間で約19%増加している。保有額は減少傾向にあるものの、総務部長から同一人の常務理事に対して用地先行取得依頼が出され、双方代理に対する懸念から、理事長である市長が副市長である副理事長と用地取得に関する覚書を交換している大津市においては、用地先行取得に至るまでの経緯をより明確にしていきたいと思います。

地方財政健全化法で将来負担比率が新たな財政指標として導入された事を受け、次年度以降、大津市土地開発公社に係る債務負担行為をどの様に計上されていられるつもりなのか。債務保証額の減額に対する考えとあわせ、見解を伺う。

A:本市では今日まで、大津市土地開発公社の先行取得にかかる個別の事業について、その用地の買戻しに対する限度額及び期間を債務負担行為として予算措置をしていなかった。

しかし議員お述べのとおり、その事業の概要や先行取得する土地の必要性などをより明確にし、議会においてご審議いただくことや、さらに地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたこともあり、今後とも健全財政を堅持し市の将来負担に対する内容をより明確にすることは必要なことであると考えます。

今後その限度額や期間の設定等について、他都市の状況などその

設定のしかたについて研究しながら、新年度予算からの措置に向けて検討していきたいと考えている。

次に、大津市土地開発公社の借入金に対する債務保証はその限度額を債務負担行為として予算措置しており、平成17年度から現在の約130億円となっている。

この限度額の設定については、用地の先行取得事業の減少から土地開発公社の金融機関からの借入金は年々減少傾向にあるが、今後の事業量や必要な借入金の状況に合わせて、適正な債務保証の限度額の設定に努めていく。

谷コメント:土地開発公社から事業用地を買い取る段階で反対しても、「塩漬け」の土地が公社に残る結果となり、本市の財政状況を悪化させる要因となってしまいます。

大津市にとって、本当に必要な土地なのか。「事業の必要性」は土地開発公社が事業用地を先行取得する前の段階で議論されるべきであり、個別の事業について必要な措置が取られていない現状は、早期に改善されるべきです。

### 大津市のホームページについて (答弁者:政策調整部長)

Q:過去、外部評価を受けられ、それ以降も一定の改善を図られてきたと思うが、多くの方から「大津市のホームページは分りにくい」との意見を頂戴する。

私自身、トップページにおいて、政策・施策の位置づけをもう少し明確にされるべきだと評価しており、「分りにくい」と感じている市民の一人です。ホームページ上でデザインや更正等に関して意見を募っておられますが、どのような意見が多く、その結果をどの様に反映されているのか。求められる情報開示は様々であり、使い勝手の良さが求められると同時に、誰でも使える事に対する配慮が必要です。今後、こういった形でホームページを作成、更新されていられるつもりなのか、見解を伺う。

A:基本的に各業務主管課が提供情報を掲載更新する方法で運用を行っており、各サイト間の連携が不十分である事から、目的の情報が探しにくい状況もあると認識している。

本市のホームページに対する意見については、担当主管課に改善指導を行い、例えば観光情報サイトから交通機関の案内へのリンクの追加や、高齢者等が利用しやすいようにアクセシビリティの向上に努めるなど、その改善に努めてきた。今後の本市のホームページについては、平成21年4月中核市以降に向けてトップページのリニューアルを予定している。その中で議員お述べの、本市の政策・施策の位置づけについては、他都市の状況等を勘案しながら表記していきたいと考えている。

また、このリニューアルに際しては、利用者が目的の情報に素早く到達できるサイト内検索などの充実をはかり、利用者のニーズに対応したサイトづくりを念頭に置いて各課に対する研修を行うなど、より使い勝手がよく、誰にでも使える実用性の高いホームページとなるよう努めていきたい。



【実施中のアンケート】

谷コメント:現在、改善に向けたアンケートを実施されています。皆様から寄せられた意見が反映され、「分かりやすい」ホームページとなるよう、継続してこの問題に取り組んでまいります。

### 協働によるベンチの設置について (答弁者:建設部長)

Q:全国10番目の古都として政令指定されてから5年目を迎えようとしているが、無許可で設置された広告付きベンチが古都の風情を損ねている。特に京阪石山寺駅前の状況はひどく、大津市の対応により一定の改善は図られたものの、根本的な解決には至っていない。先の6月議会での答弁を踏まえ、ベンチ除却後を踏まえた対応策について質問します。



【ひとやすみベンチ/大阪狭山市】

大阪狭山市では、バス停や道路の休息スポットに一基7万円で寄付された「ひとやすみベンチ」を設置されている。税控除もあり、1年と少しで約90基ものベンチが市民及び事業者から寄付されたそうです。設置状況を確認してきましたが、アンカーボルトで地面に固定されており、動く心配はなさそうでした。背もたれ部分についても、寄贈者の名前と「ひとやすみベンチ」の文字が記された小さなプレートだけが貼られ、地域福祉の向上だけでなく、景観の向上にも繋がっていると感じました。

中核市への移行に伴い、本市においても、無許可で設置されたベンチの撤去指導、除却を推進されていられる事になるが、利用状況に応じて、協働によるベンチの設置を検討されてはどうか。結の湖都・大津の実現に寄与するものと考え、見解を伺う。

A:バス停に無許可で設置をされているベンチのその後の状況ですが、通行障害や老朽化による危険性を排除するために、まず西大津から膳所までの市街地において一部撤去に着手をし、この地域にあった無許可のベンチ6基のうち、3基を8月上旬に撤去した。



【撤去前(京阪石山寺駅前)】



【撤去後(京阪石山寺駅前)】

またそれ以外の地域にある約150基の無許可ベンチのうち、所有者の分かる85基について現在も指導を行っており、順次所有者の不明であるベンチも含め撤去していく予定。

無許可ベンチ撤去後に寄付によるベンチを設置することについては、道路用地の管理のみならず、都市景観や市民の利便性からも検討すべき側面があると考え、今後庁内における適切な担当部署やその事業の実施方法について、内部協議を続けていきたいと考えている。

なお、バス停についてはバス事業者の営業活動にも関わる内容であり、当然ながら当事業者も含めて態様を検討していく。

谷コメント:長年に渡って放置され続けてきた広告目的の無許可ベンチ。利用実態からその存在を認めてしまえば、設置事業者の思うツボです。本来、市民にとって必要なものは適法に設置されるべきであり、財政状況の厳しい最中、寄付によるベンチの設置例は参考になると思います。

### ケアセンターおおつの健全化について

(答弁者:ケアセンター大津所長)

Q:平成19年度大津市介護老人保健施設事業会計決算書によると、資金不足額の事業規模に対する比率を示す資金不足比率が22.8%となり、健全化基準である20%を超える結果となった。

通所定員の改定に関する議案が本議会に上程されているが、現在約8割で推移している入所施設の定員割合を向上させなければ、平成20年度決算においても資金不足比率は健全化基準を超え、経営健全化計画を策定する事になりかねない。

一般入所の場合は3ヶ月事の更新が必要となり、これを越えると介護保健制度による「短期集中リハビリテーション実施加算」が付かなくなり、経営状況を悪化させている一つの要因ではあるが、自宅での介護が困難との理由で、在宅復帰できない高齢者の方は多くおられます。来るべき療養病床の削減に伴い、公的介護施設に期待される役割は今後ますます多様化していくものと考えられ、経営的な健全化だけでなく、サービス体制の充実を含めた健全化が必要になってくると考える。

施設上の問題から、ベッドに空があっても認知症の程度や介護度によって利用頂けない場合もあり、今後どのような形で資金不足比率の改善に取り組んでいられるつもりなのか。

A:過去二回の介護保険法の改正に伴う介護報酬の切り下げと、ここ数年の入所者数の減少により厳しい経営状態が続いている。平成20年度もこのような決算になった場合、経営健全化団体、いわゆる黄信号の公営企業となり、厳しい改善策が求められる。

今後の経営改善ですが、介護報酬の単価が決まっている中においては、入所者・通所者を増やし、経費の削減を図ることが収支を改善する最大の手段と考えており、今議会において通所リハビリテーションの定員を増やす条例改正の審議をお願いしている。

また、安全で安心な介護サービスを提供するためには、認知症の程度や介護の必要度を考慮した入所の判断が必要となるが、入所者の確保と合わせて収入の増加を図り新たな欠損金が生じないよう、経営努力をしていく。

さらに職員一人ひとりが自分の働いている施設の経営状況を知り、日ごろから経営感覚を持ち業務遂行するよう意識改革を進め、公立の介護保険施設に期待される役割を果たしていきたいと考えている。

谷コメント:地域福祉を支える施設であり、安定した経営を図ることは大津市の責務です。短期的ではなく、中長期的な視点で経営の改善を図らなければ、30年後の存続が危ぶまれます。現場の声を大切に、議論を深めていきたいと考えています。



【ケアセンターおおつ】

新型インフルエンザ対策について (答弁者:健康保健部長)

Q:国は人口の約1/4の人が新型インフルエンザに感染し、医療機関を受診する患者数は最大で約2,500万人と仮定している。「新型インフルエンザ対策行動計画」「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」を策定するなど、危機感は相当なものであり、本市としても、現状を正しく認識する必要がある。ちなみに、フェーズとは「段階」を表す言葉で、フェーズ4は人から人に感染しているが、小さな集団発生である事を意味している。

滋賀県においても「滋賀県版新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、インフルエンザ総合対策会議にて対策を協議されている。今こそ、大津市においても国・県との連携をスムーズに行うため、本市独自の行動計画を策定し、庁内の対策推進体制を明確にすべきでないでしょうか。

新型インフルエンザの大流行が起こると多くの人が感染し、市民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になる恐れがある。発生状況に応じた柔軟な対応が求められると考え、見解を伺う。

A:新型インフルエンザは市民の生命及び健康はもとより、社会全体に重大な影響を及ぼすものであることから、それぞれの関係者が危機意識を共有し一致協力して迅速・的確な対応を図ることが重要であると考えている。

そこで、感染の拡大を防止するため、また誤った情報等により過度の不安が広がることを防止するため、大津市として正確な情報を収集するとともに、地域に密着した市の情報として、提供また市民への啓発、周知に取り組んでいきたいと考えている。

大津市独自の行動計画の策定については、大津保健所が策定を進めている「大津保健所新型インフルエンザ対策行動計画」が、平成21年4月以降大津市として実行可能な計画となるよう、大津保健所と協議をしている。

また、庁内の体制につきましても、まず職員の新型インフルエンザに関する知識を深め、危機管理意識を高めるとともに、流行の段階に応じて対策本部を設置するなど行動計画に基づいた総合的な庁内体制整備に取り組んでいく。

Q(再問):大津保健所が主体となって策定した対策行動計画を引き継がれるとの事ですが、大津市消防局は総務常任委員会の資料の中で「近い将来、必ず大流行すると予測されている新型インフルエンザへの対応策として、罹患している可能性のある傷病者を搬送する際の救急隊員の感染防御及び救急隊員から他の傷病者への二次感染防止が喫緊の課題であることから、感染防止器材の早期整備と具体的な行動計画の策定が急務である」とされており、その必要性を既に認識されている。

また彦根市においては、策定をトップダウンの危機管理事案と位置付けられ、今年の11月には対策行動計画の公表を実施される予定であり、策定時の問題として、新型インフルエンザの知識、縦割り行政、職員の危機意識を挙げておられる。

答弁の中で、危機意識を共有する事が重要であるとの事であったが、本市の危機管理のあり方を踏まえ、それらをどの様に保健所が策定する実行計画において担保されていられるのか。

A(再問):新型インフルエンザについては自然災害と異なり同時多発的に発生し、影響については広範囲かつ長期に渡って及ぶものと考えている。

蔓延を防ぐための交通遮断、あるいは物、あるいは人の流出あるいは流入も制限されることから、支援の期待が望めないこともある。本市が自

ら対応していかなければならない部分があり、こういった特性をしっかりと踏まえ、関係者が危機意識をもって対応していく必要がある。

新型インフルエンザに関する知識、そして危機管理意識を高める機会も体制を整備するとともに、機会をとらえてやっていきたいと思っている。

現在、保健所では大津地域健康危機管理対策本部の幹事会を開催しながら協議を進めており、本市からは健康推進課、学校保健体育課そして消防局の警防課及び市民病院から幹事会に参画している。

県、そして大津保健所とも連携を密にしながら、全庁的な動きに繋がっていき、大津市としての計画となるよう取り組んでいきたい。



【大津市新型インフルエンザ対策研修会資料】

谷コメント:第1回目となる「大津市新型インフルエンザ対策研修会」が10月末に開催され、多くの幹部職員が新型インフルエンザの特徴、対策の必要性、対策行動計画について講義を受けられました。流行時に行政機能を維持する方策を定めた「業務継続計画」を本年度末までに策定するとしており、危機意識は高まりつつあります。今後は策定される行動計画の実行性について、検証していきたいと考えています。

施策評価における事業仕分けの位置づけについて

(答弁者:政策調整部長)

Q:先日、本市においても事業仕分け・地域事業組成が試行的に実施された。事業仕分けとは、市民をはじめ学識経験者や他市の行政職員などが評価者として参加し、客観的な視点で事業の必要性や仕事のやり方等を議論・評価するもので、地域事業組成とは、市もしくは民間に仕分けられた事業について、地域団体・NPO・民間企業等、どの主体が事業を担う事が望ましいか、議論・評価する作業を意味します。

今回、仕分けの対象となったのは20事業、初めての実施という事もあり、評価者の質問と担当者の応答がかみあっていない事業もありましたが、効率的で効果的な行政運営と市民サービスの向上に繋がる議論が多く事業でなされたと考えます。

他市の事業仕分けに参加して感じた事は、総合計画における事業の位置づけが明確となることで、本来の実施目的や期待される成果が明らかとなり、自主的な事業見直しに向けての「気づき」が促進されるという事です。

次年度、中核市に移行となれば、約90の法律に基づく約1,900項目の仕事が移譲され、一般財源に影響を及ぼす事業は100近になります。

今後、継続して事業仕分けを実施されるのであれば、施策評価を行っていく上でどの様な位置づけとなっていくのか。行政評価システムの導入に向け、政策目的と施策・事業との連動を徹底して図る必要があると考え、見解を伺います。

A:本市においては限られた行政財政資金を有効に活用し、より一層効果的・効率的な行政運営を行うため行政評価の一環として、平成15年度から事務事業評価を実施し、今日まで事務事業の再編整理・廃止統合など一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、これらはあくまでも内部による評価であることから、市議会においても外部評価の導入についての意見を賜り、また、より客観的に事務事業の必要性や課題・改善策等を検討する必要があることから、今回、事務事業評価の二次評価として、外部の視点による「事業仕

分け」を試行的に実施しました。

また、政策・施策評価については、来年度に総合計画第一期実行計画に掲げている評価指標、例えば保育所入所定員数やごみ計画収集量等の目標数値の達成度及び市民意識調査等の結果を組み合わせた評価を実施することにしている。

その上で、今回の事業仕分けの結果を踏まえつつ、総合計画に基づいた政策・施策・事務事業の体系に沿った行政評価システムの確立が必要であると考えている。

トピックス

昨年の9月定例会、市街化区域全域を対象とした高さ規制の検討を求めたところ、その必要性を認める答弁がありました。その後、大津市は住民や事業者を対象に懇話会を21回開催 本年10月17日には「市街地の高度利用のあり方検討委員会」が発足し、専門的かつ技術的な検討がスタートしました。

湖都の風景

社団法人 日本建築家協会近畿支部 機関誌「翔」都市点描 2008年 夏号 寄稿 文り

滋賀県が一昨年度に実施した「湖国風景づくりワークショップ」でのアンケート結果によると、「景観のために規制を強化すべきだと思いますか」との質問に対し、9割近くの方が「規制を強化すべき」、「少しは規制を強化すべき」と回答された。

具体的な規制内容については「建築物の高さ」と答えられた方が最も多く、相次ぐ高層マンション建設に対する懸念と考えられる。 これらを背景に県は「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の見直しを決定。滋賀県景観計画が今年度中に施行される運びとなったが、湖岸に面して市街地を有する市の多くは景観行政団体であり、広域的な視点での風景づくりは「景観行政団体連絡協議会」の設置など、景観法に基づかない独自の取り組みによって実施される事となった。

法的拘束力がない中での理念共有。各市とも景観法に基づく主体的な取り組みを実施しているが、大津市については琵琶湖岸にて建設が進む高層マンションの大半が位置しており、都市計画法に基づく規制の実現が喫緊の課題となっている。

大津市景観計画においては、歴史上重要な資産や周辺の自然環境との調和を図る事などを目的とし、眺望景観保全地域を設定。重要眺望点から山並みの稜線・琵琶湖への見通しを確保することで高さの抑制を図っているが、効果のある地域は限定されてしまう。

また、大津市は30年以上前に、市街化区域の約8割を占める住居系用途地域を第1種から第3種の高度地区に指定。商業地域においても石山寺周辺地区を第4種高度地区に指定するなどしてきたが、需要不足傾向の中でも高層マンションは建設され続けており、更なる高さ規制を望む声は今も高まっている。

高次な都市機能の集積を図るべく、商業系用途地域の土地利用を誘導してきた大津市であるが、高度利用のあり方に関して検討を始めることが決定されるなど、ここに来て新たな局面を迎えている。

現在、都市計画部関係各課のメンバーからなるプロジェクトチームが設立され、市民団体・職能団体と継続的な意見交換会が行われている。検討委員会の設置を念頭に置いたもので、市民との合意形成に向けた取り組みと評価できよう。

最終的には景観審議会、都市計画審議会に諮問がなされ、高度地区の指定等が実施されなければダウンゾーニングは実現しない。ただ、全国10番目の古都において、100年後を見据えたまちづくりが静かに動き始めた事だけは、間違いなさそうだ。

景観を視覚に映る実態を客観的に捉えたものとし、風景をより広い範囲を主観的、情緒的に捉えたものと位置づけるのであれば、地域の実情に応じた高さ規制をしていかなければ良好な風土は生まれないと考える。

一人でも多くの市民が当事者意識を持ち、まちづくりにおいて優先すべき事項を確認し合う。こういった作業の継続が風土を継承していくことに繋がりが、良好な景観・風景を創出するのだと信じ、これからも活動を続けていきたい。

